

# 横浜市地域まちづくり支援制度要綱適用基準

制 定 平成24年3月20日 都地ま第1830号（局長決裁）  
改 正 令和元年10月1日 都地ま第1031号（局長決裁）

## 1-1 趣旨

横浜市地域まちづくり支援制度要綱適用基準は、横浜市地域まちづくり支援制度要綱（以下、支援制度要綱という。）を適正に運用するために、必要な事項を定めるものです。

## 第1章 総則

（用語の定義）

### 第2条

この要綱における用語の意義は、都市計画法、建築基準法、景観法及び条例の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 地域まちづくり活動 市民等が主体となって行う地域まちづくりの活動のうち次に掲げるものをいう。

（アからコまで省略）

サ その他地域まちづくりに関する活動で市長が特に必要があると認めるもの

（以下省略）

## 2-1 その他地域まちづくりに関する活動で市長の認めるもの

標記については、次のいずれかに該当するものについて適用します。

- 1 ヨコハマ市民まち普請事業に関する検討
- 2 地域交通サポート事業に関する検討
- 3 狭あい道路拡幅整備事業における路線型整備に関する検討
- 4 地域まちづくりプランに基づく地域まちづくり事業に関する検討
- 5 都市計画マスタープラン地区プランに関する検討
- 6 アからコの準備段階における活動のうち、発展性が認められるものについての検討

## 第2章 地域まちづくり活動団体への支援

### 第1節 地域まちづくり相談事業

#### まちづくりコーディネーター等の派遣

(まちづくりコーディネーター等の派遣)

第3条 市長は、まちづくりコーディネーター又はまちづくり支援団体の資格構成員（以下「まちづくりコーディネーター等」と総称する。）の助言又は指導等を求める地域まちづくり活動団体に対し、まちづくりコーディネーター等を1人派遣することができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、地域まちづくり活動団体が行う地域まちづくり活動の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、まちづくりコーディネーター等を同時に2人派遣することができる。

3 市長は、地域まちづくりプラン又は市街地開発事業等に関するプラン（以下「プラン」という。）若しくは地域まちづくりルール、地区計画、建築協定、景観計画又は景観協定（以下「ルール」という。）の策定後、その運用について助言又は指導等を求める地域まちづくり活動団体に対し、まちづくりコーディネーター等を1人派遣することができる。

(以下省略)

#### 3-1 2人派遣することについて市長が特に必要があると認めるとき

標記については、次に該当するものについて適用します。

- 1 ワークショップ等の討論会及び複数のテーマによる勉強会の開催等

#### 3-2 プラン又はルール策定後の派遣

標記については、次のいずれかに該当するものについて適用します。

- 1 運用基準、細則等を策定するとき
- 2 組織の運営体制確立の支援が必要なとき
- 3 プラン又はルールの周知を促進するとき

(派遣期間及び回数)

第3条の2 前条第1項及び第2項の派遣期間は、第2条第2項第1号に掲げる各活動に応じて、年度単位で通算5か年を限度とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

2 前条第3項の派遣期間は、前項の規定にかかわらず、策定年度の翌年度から起算し、年度単位で通算1か年を限度とする。

3 前2項の1年あたりの派遣回数は、予算の範囲内で、かつ、原則12回を限度とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

#### 3-3 各活動に応じた期限

標記について、派遣期間の限度は活動ごとに最大5か年を限度とします。その考え方は次のとおりです。

例1 地域まちづくりルールを策定した後、その内容を踏まえ地区計画へ移行するとき

地域まちづくりルールの検討：最大5年
--------------------

地区計画の検討：最大5年
--------------

例2 準備段階における活動の後、地域まちづくりルールの検討をするとき

(注) 支援の目的を明確にするため、地域の課題等の検討は2、3年以内とするようお願いします。

準備段階における活動：2、3年
-----------------

地域まちづくりルールの検討：最大5年
--------------------

例3 地域まちづくりルールを検討の後、諸事情により策定まで至らず活動を休止した場合で、休止した理由が解消されたとき

地域まちづくりルールの検討：最大5年	休止期間	地域まちづくりルールの検討：最大5年
--------------------	------	--------------------

### 3-4 通算5か年の限度を超える市長が特に必要があると認めるとき

標記については、次のいずれかに該当する団体について、適用します。

1 市街地開発事業に関する検討を行っている団体で、次の第1号に該当する団体については、補助開始年度から通算5か年または地域の指定がなされた年度の翌年度から通算5か年までのいずれか後の年度まで、第2号又は第3号のいずれかに該当する団体は、土地区画整理事業については換地処分、市街地再開発事業については工事完了公告がなされる年度まで、第4号に該当する団体は、派遣期限となる年度の翌年度から通算5年までを限度として、期間の延長を認めるものとします。

(1) 都市再生特別措置法第2条第3項に規定する都市再生緊急整備地域、または同条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域内において、市街地開発事業等の実施に向けて事業計画及び資金計画などの具体的な検討を行っている団体

(2) 横浜市が施行する市街地開発事業区域内の団体

(3) 当該年度又は翌年度内に都市計画決定予定の団体

(4) (1)～(3)以外で、次のアからウのすべてに該当する団体

ア 都市計画法第7条の2第1項に基づく横浜国際港都建設計画「都市再開発の方針」における「再開発促進地区（2号地区）」、または都市計画法第6条の2に基づく横浜国際港都建設計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」における「特定保留区域」のいずれかに位置付けがなされている地域、及び次期計画において「再開発促進地区（2号地区）」、または「特定保留区域」のいずれかに位置付けが予定されている地域において、市街地開発事業等の事業着手または事業推進に向けて事業計画及び資金計画などの具体的な検討を行っている団体

イ 本市において事業を推進すべきであると位置付けがなされている地域において、市街地開発事業等の事業着手または事業推進に向けて事業計画及び資金計画などの具体的な検討を行っている団体

ウ 市街地開発事業等の事業着手または事業推進に向けて、過年度において活動に進捗があり、特に継続的な支援が必要であると認められる団体

2 住宅市街地総合整備事業を導入し、横浜市地域まちづくり推進条例による地域まちづくりプランの認定を受けた防災まちづくり計画の推進に向けて具体的な活動を行なっている団体でやむを得ないと判断されるもの

3 共同建替え等の検討を行っている団体

### 3-5 プラン又はルール策定後の派遣期間

標記について、取扱いについては3-2のとおりとし、最大1か年の派遣が可能です。その考え方は次のとおりです。

例1 最大5か年の派遣でプラン又はルールを策定した後、1か年の派遣が可能です。

プラン又はルールの検討：最大5年	策定後の検討：最大1年
------------------	-------------

例2 3か年の派遣でプラン又はルールが策定された場合でも、策定後の派遣は最大1か年となります。

プラン又はルールの検討：3年	策定後の検討：最大1年
----------------	-------------

### 3-6 派遣回数の12回限度

活動ごとに適用するのではなく、地域まちづくり活動団体に対して適用します。

### 3-7 限度12回を超える市長が特に必要と認めるとき

標記については、次のいずれかに該当するものについて適用します。

- 1 3-4の第1項第1号から第4号のいずれかに該当するとき
- 2 地区計画の策定等に関する検討で限度回数を超えるのにやむを得ないと判断するとき
- 3 活動が多岐に渡り、事業進捗のために限度回数を超えるのにやむを得ないと判断するとき
- 4 活動の進捗等により、限度回数を越えるのにやむを得ないと判断するとき

(派遣に要する費用)

第4条 第3条の派遣に要する費用は、1回の派遣につき3万1500円とし、市が負担するものとする。

- 2 市長は、第3条の派遣の際に、実地の経験を経てまちづくりコーディネーターを目指そうとする者が助言又は指導等の補助員としてまちづくりコーディネーターに同行する場合において必要があると認めるときは、前項に定める費用に1万500円を加えることができる。

### 3-8 市長が必要があると認めるとき

標記については、次のいずれにも該当するものについて適用します。

- 1 すでに派遣実績があるまちづくりコーディネーターから推薦を受けたもの
- 2 地元会合が多数・長時間に渡るなど、まちづくりコーディネーターだけの助言又は指導では、著しく支障を来し、補助員が補佐することが、地域まちづくり活動に効果的と認められるもの
- 3 今後のまちづくりコーディネーターの登録に対して、十分な理解と熱意があると認められるもの

### 第3節 地域まちづくり活動支援事業 まちづくりコーディネーター等への委託

(支援期間)

第12条 前条の委託の期間は、第2条第2項第1号に掲げる各活動に応じて、年度単位で通算3か年を限度とする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、2年に限りこの期間を延長することができる。

#### 3-9 各活動に応じた期限

標記について、取扱い3-3と同様です。

#### 3-10 市長が特に必要があると認めるとき

標記については、次のいずれかに該当するものについて適用します。

- 1 地区計画又は景観計画の策定等に関する検討
- 2 地域まちづくりプラン又は地域まちづくりルール策定時において、認定申請の見込みが明確に示されたとき
- 3 3-4の第1項第1号から第4号のいずれかに該当するとき

## 第4節 地域まちづくり活動団体等への助成

### 地域まちづくり活動団体への助成

(地域まちづくり活動団体への助成)

第15条 市長は、プラン又はルール策定等が見込まれる地域まちづくり活動団体に対し、地域まちづくり活動に要する経費の一部を助成することができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、地域まちづくり活動団体に対し、地域まちづくり活動に要する経費の一部を助成することができる。

(以下省略)

#### 3-11 市長が特に必要があると認めるとき

標記については、次のいずれかに該当するものについて適用します。

- 1 都市計画マスタープラン地区プランに関する検討
- 2 第2条第2項第1号に掲げるアからコの準備段階における活動のうち、発展性が認められるものについての検討

(助成期間)

第16条 前条の助成の期間は、年度単位で通算5か年を限度とする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、1年に限りこの期間を延長することができる。

#### 3-12 市長が特に必要があると認めるとき

標記については、次のいずれかに該当するものについて適用します。

- 1 地区計画又は景観計画の策定等に関する検討
- 2 地域まちづくりプラン又は地域まちづくりルール策定時において、認定申請の見込みが明確に示されたとき

### 街づくり推進団体への助成

(街づくり推進団体への助成)

第17条 市長は、街づくり推進団体に対し、地域まちづくり活動に要する経費の一部を助成することができる。

2 次の各号に掲げる団体は、前項の助成の対象としない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

(2) 法人にあっては、代表者又は役員の中に暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）に該当する者があるもの

(3) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当するもの

3 第1項の助成金の額は、予算の範囲内で、かつ、次の各号に掲げる金額を限度とする。

(1) 市街地整備事業 30万円。ただし、事業手法、施行主体及び施行区域等が具体化し、都市計画決定に向けて活動している地区で、準備組合など権利者等で構成されている組織（以下「準備組合等」という。）が設立されている段階にあるときは、50万円とすることができる。

(2) 地域整備事業 30万円

4 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、次の各号に掲げる金額を限度とすることができる。

(1) 市街地整備事業 100万円

(2) 地域整備事業 50万円

5 市長は、必要に応じ第1項の助成の申請者又は交付の決定を受けた者が、第2項の各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認することができる。

6 市長は、第1項の助成の申請者又は交付の決定を受けた者が、第2項の各号のいずれかに該当するときは、申請者の場合は不交付を決定し、交付の決定を受けた者の場合は、その交付決定を取り消すことができる。

### 3-13 支援制度要綱第17条第3項第1号ただし書き又は第4項に定める金額を限度とするとき

標記については、3-4の第1項第1号から第4号のいずれかに該当する団体について適用します。

(助成期間)

第18条 前条第3項第1号の助成の期間は、準備組合等の設立年度以降で、補助開始年度から通算5か年を限度とする。ただし、次の第1号に該当する団体については、補助開始年度から通算5か年または地域の指定がなされた年度の翌年度から通算5か年までのいずれか後の年度を限度とする。また、第2号又は第3号のいずれかに該当する団体は、土地区画整理事業については換地処分、市街地再開発事業については工事完了公告がなされる年度までとすることができる。

(1) 都市再生特別措置法第2条第3項に規定する都市再生緊急整備地域、または同条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域内において、市街地開発事業等の実施に向けて事業計画及び資金計画などの具体的な検討を行っている団体

(2) 横浜市が施行する市街地開発事業区域内の団体

(3) 当該年度又は翌年度内に都市計画決定予定の団体

2 前項の規定に関わらず、市長が特に必要があると認めるときは、助成の期間を延長することができる。

3 前条第3項第2号に定める助成は、事業又は整備が完了したと認められ、かつ、助成の対象となる地域まちづくり活動が継続している期間を限度とする。

### 3-14 市長が特に必要があると認めるとき

標記については、次のすべてに該当する団体について適用します。

1 都市計画法第7条の2第1項に基づく横浜国際港都建設計画「都市再開発の方針」における「再開発促進地区（2号地区）」、または都市計画法第6条の2に基づく横浜国際港都建設計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」における「特定保留区域」のいずれかに位置付けがなされている地域、及び次期計画において「再開発促進地区（2号地区）」、または「特定保留区域」のいずれかに位置付けが予定されている地域において、市街地開発事業等の事業着手または事業推進に向けて事業計画及び資金計画などの具体的な検討を行っている団体

2 本市において事業を推進すべきであると位置付けがなされている地域において、市街地開発事業等の事業着手または事業推進に向けて事業計画及び資金計画などの具体的な検討を行っている団体

3 市街地開発事業等の事業着手または事業推進に向けて、過年度において活動に進捗があり、特に継続的な支援が必要であると認められる団体

## まちづくり支援団体等が行なう事業への助成

(助成期間)

第21条の2 前条の助成の期間は、年度単位で通算5か年を限度とする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、1年に限りこの期間を延長することができる。

### 3-15 市長が特に必要があると認めるとき

標記については、次のいずれにも該当するものについて適用します。

- 1 延長することで、より事業効果があると判断されるとき

### 地域まちづくり事業への助成

(地域まちづくり事業への助成)

第22条 市長は、地域まちづくり活動団体が地域まちづくりプランその他これらに類する計画に基づいて行う市街地等の整備（以下「地域まちづくり事業」という。）に要する経費の一部を助成することができる。

- 2 前項の助成金の額は、予算の範囲内で、かつ、次の各号に掲げる金額を限度とする。

(第1号から第4号まで省略)

(5) その他市長が特に必要があると認めるもの 100万円

#### 3-16 その他市長が特に必要があると認めるもの

標記については、次に該当するものについて適用します。

- 1 第22条第2項第1号から第4号の他、地域の将来のまちづくりに影響を与え、助成することが地域まちづくり事業を推進すると認められるもの。

(助成期間)

第23条 前条の助成の期間は、年度単位で通算3か年を限度とする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、1年に限りこの期間を延長することができる。

(以下省略)

#### 3-17 市長が特に必要があると認めるとき

標記については、次のいずれにも該当するものについて適用します。

- 1 事業進捗に影響があると判断されるとき
- 2 延長することで、より事業効果があると判断されるとき

附 則（制定 平成24年3月20日 都地ま第1830号、局長決裁）

(施行期日)

- 1 この適用基準は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度予算にかかる支援から適用する。

附 則（制定 平成26年1月31日 都地ま第1844号、局長決裁）

(施行期日)

- 1 この適用基準は、平成26年1月31日から施行する。

附 則（制定 平成29年9月1日 都地ま第724号、局長決裁）

(施行期日)

- 1 この適用基準は、平成29年9月1日から施行する。



附 則（制定 令和元年10月 1 日 都地ま第1031号、局長決裁）  
（施行期日）

- 1 この適用基準は、令和元年10月 1 日から施行する。